

野村ダム

肱川では、昭和 18 年に大出水に見舞われたことを機に、昭和 19 年度から建設省直轄の改修工事が開始され、昭和 34 年には多目的ダムの鹿野川ダムが完成しましたが、その後も出水が相次ぎました。このため、昭和 48 年に肱川の工事实施基本計画が改定され、治水安全度を 1/30 から 1/100 に改め、大洲地点の基本高水ピーク流量を 6,300 m³/s、計画高水流量を 4,700 m³/s とし、1,600 m³/s を上流ダム群により調節することとしました。

一方、肱川流域外の宇和島市、八幡浜市などの南予地区海岸部は平地が少ない段畑地域で、水不足に悩まされていました。特に昭和 42 年の干ばつ時には、水道の給水制限や柑橘類の枯死などの被害に見舞われました。このため、愛媛県は昭和 45 年に南予水資源開発計画を発表して、県の三大重点施策の一つとして南予の水資源開発に取り組みました。

こうして治水・利水の両面から肱川上流に野村ダムが建設されることになりました。野村ダムは、ダム地点における計画高水流量 1,300 m³/s のうち 300 m³/s の洪水調節を行うとともに、南予地区海岸部の樹園地にかんがい用水を供給すること、そして南予地区に水道用水を補給することを目的とした多目的ダムです。

建設省は昭和 46 年度に実施計画調査に着手し、ダム建設地点の野村町・宇和町（いずれも現西予市）の議会に対してダム計画の概要の説明等を行い、補償交渉の協力を要請しました。これに対して両議会はそれぞれにダム建設への協力体制を整え、当初は住民に水没反対の動きがあったものの、昭和 50 年 3 月に損失補償基準に関する協定が、昭和 51 年 4 月には公共補償等に関する協定が調印されました。ダム建設の交渉には通常困難を伴いますが、これほど短時間で行うことができた最大の要因として、「同じ南予の人たちのために」という明間地区の住民をはじめ関係者の崇高な思いがあったことは言うまでもないと、宇和町誌Ⅱは記しています。

野村ダムは昭和 49 年 7 月に四国で初めて水源地域対策特別措置法の指定を受け、本体工事と併せて整備計画に基づいて県道宇和野村線、県道大洲城川線の整備なども行われました。ダム本体コンクリートの打設は昭和 53 年 3 月に開始、昭和 55 年 8 月に完了し、同年 11 月に試験湛水を開始しました。昭和 56 年 11 月にダム周辺の環境整備の工事も終わり、その後新たに計画されたダム管理用水力発電設備の工事が進められ、昭和 57 年 3 月に野村ダム建設事業は完了しました。

肱川では、野村ダム完成後も出水が起り、特に平成 30 年 7 月豪雨では甚大な浸水被害が発生しました。このため、国・県・市が連携して治水安全度の向上を図るため、野村ダム・鹿野川ダムの操作規則の変更を含めハード・ソフト一体となった 3 段階の対応により肱川緊急治水対策が行われています。

<参考文献：四国の建設のあゆみ編纂委員会編「四国の建設のあゆみ」1990 年、宇和町誌編纂委員会編「宇和町誌Ⅱ」2001 年、国土交通省肱川緊急治水対策河川事務所HP など>

